

## 電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示の概要

### 1 改正概要

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。)の一部が改正される。

当該改正に伴い、「公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年公正取引委員会規則第1号。以下「オンライン規則」という。)について所要の改正を行うところ、オンライン規則の規定に基づく「電子情報処理組織による申請等に関する告示(平成15年公正取引委員会告示第4号。以下「オンライン告示」という。)についても所要の改正を行うものである。

### 2 改正対象

電子情報処理組織による申請等に関する告示

### 3 改正内容

オンライン規則で定めることとされた申請等及び処分通知等に係る電子情報処理組織の内容に係る申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準について規定するほか、所要の改正を行うものである。

なお、当該技術的基準は、現行のオンライン告示において定めている基準を改正後の行政手続オンライン化法に規定する委任事項に対応するよう整理するものである。

### 4 施行期日

令和元年12月16日(デジタル手続法の施行の日)

### 5 その他

本改正は、法律の改正を受け当然に必要なとされる規定の整理であり、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しない。